

立谷川リサイクルセンター搬入に係る留意事項

◆収集運搬方法について

1 搬入日時

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで

(空カン・空ビンについては午後3時30分までに搬入すること。)

- 1月1日～1月3日は休業日。
- 土曜日(午前9時から正午まで)および祝日は自己搬入者のみ受入を行っているため、許可業者の受入は行わない。

2 搬入車両

ピットへの投入及び構内の運行に支障のない車両とする。

3 搬入方法

- (1) 廃棄物搬入許可証及び計量カードを計量担当者に提示すること。
- (2) 一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。
- (3) 山形市、上山市、山辺町、中山町の構成市町から排出されたごみに限る。
- (4) 各構成市町の区域に分けて搬入すること。
- (5) 施設係員の指示に従うこと。

4 搬入できる事業系廃棄物の種別

(1) 産業廃棄物

- ・ビン・カン類(鉄製、アルミ製、ガラス製の酒類、清涼飲料水類、食品類の空きビン、空きカンに限る)
 - ※ 「一斗缶」の場合は、その旨を計量前に申し出ること。
 - ※ 空ビン・空カンは、中身を洗って、ふたを確実に取り外したもの。
- ・水銀含有ごみ(乾電池、蛍光管、水銀体温計類、鏡)…それぞれに分けて出す。
 - ※ 水銀廃棄物ガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を準拠のうえ搬入すること。
 - ※ 廃蛍光管は梱包材等を取り除き、破碎されていないもの。
 - ※ 飛散防止被膜付蛍光灯の場合は、被膜を剥がしたうえで搬入すること。
 - ※ 多量の場合は、事前に搬入日時等の協議をすること。
- ・不燃性で粗大ごみに該当するもの(机、書庫(ステンレス製やプラスチック等を含むものを除く)その他これに類するもの)…金属以外の部分はすべて取り外す。

(2) 一般廃棄物（家庭系）

特別な事情により、ごみを搬入する必要がある場合、リサイクルセンターと事前協議を行い、産業廃棄物ほか違反ごみの混入がないことの確認後、搬入の了承を受けたうえで可能とする。

※ 特別な事情とは、空き家等の所有者の居住が遠方の場合や高齢者が運び出しをも含めた収集運搬を依頼し、かつ車両への同乗もできない場合等。

5 搬入できるごみの量

上記産業廃棄物のうち、空カン・空ビンについては、**1事業者1日当たり1台とする。**

※施設の運転状況を鑑み、随時、受入制限を行うこともある。

6 処理手数料

◎粗大ごみ等 : 10kgにつき 140 円

◎水銀含有ごみ : 1kgにつき 250 円

※ **通常、水銀含有ごみの計量は 10kg 単位のトラックスケール計量(2度計り)とするが、少量(5 kg未満)の場合は 1kg 単位の台秤計量も行う。**

処理手数料は、立谷川リサイクルセンターでの現金払い又は後納での支払いとなる。

7 処理不適物（立谷川リサイクルセンターに搬入できない物）

要綱の別表を参照のこと。判断できない場合は、事前に問い合わせること。

8 医療系廃棄物の混入禁止

処理不適物に掲げている感染性の物に限らず、医療系の廃棄物（鍼治療の針、入れ墨用の針などを含む。）は人体に有害な影響を及ぼす可能性がある。特に、資源物（空カン・空ビン）の中に混入された場合、**人の手で選別を行っているために非常に危険である。**収集時に**搬出者に確認するとともに、周知徹底すること。**

◆ 問い合わせ先

〒990-2161 山形市大字漆山字中川原4019-7

山形広域環境事務組合 立谷川リサイクルセンター

TEL 023(687)2040 FAX 023(687)2050

搬入車両の清掃等に従事する際は、必ず保護具を着用し作業を行って下さい。